

7. 被害情報関係

資料 7-1 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式

第 4 号様式 (その 1)

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りる こと。)

第4号様式(その2)【被害状況即報】

都道府県		大阪府		区分		被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		田	流失・埋没	ha			
	第 報 (月 日 時現在)			冠水	ha			
報告者名			畑	流失・埋没	ha			
				冠水	ha			
区分		被害		文教施設		箇所		
人的被害	死者	人		病院		箇所		
	行方不明者	人		道路		箇所		
	負傷者	重傷	人		橋りょう		箇所	
		軽傷	人		河川		箇所	
住家被害	全壊	棟		港湾		箇所		
		世帯		砂防		箇所		
		人		清掃施設		箇所		
	半壊	棟		崖くずれ		箇所		
		世帯		鉄道不通		箇所		
		人		被害船舶		隻		
	一部損壊	棟		水道		戸		
		世帯		電話		回線		
		人		電気		戸		
	床上浸水	棟		ガス		戸		
		世帯		ブロック塀等		箇所		
		人						
床下浸水	棟		り災世帯数		世帯			
	世帯		り災者数		人			
	人		建物		件			
非住家	公共建物	棟		危険物		件		
	その他	棟		その他		件		

区分		被害		災害対策本部 設置状況	都道府県	
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円			市町村		
小計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
農業被害	千円					
その他	林業被害	千円			災害救助法適用 市町村名	
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額	千円			計	団体	
				消防職員出動延人数	人	
				消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の種類概況					
	応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況					

※被害額は省略することができるものとする。

第1号様式 【災害確定報告】

都道府県		大阪府		区分		被害	
災害名・確定年月日		災害名 (月 日 時確定)		田	流失・埋没	ha	
報告者名					畑	冠水	ha
				畑		流失・埋没	ha
					畑	冠水	ha
区分		被害		文教施設		箇所	
人的被害	死者		人	病院		箇所	
	行方不明者		人	道路		箇所	
	負傷者	重傷	人	橋りょう		箇所	
		軽傷	人	河川		箇所	
住家被害	全壊		棟	港湾		箇所	
			世帯	砂防		箇所	
			人	清掃施設		箇所	
	半壊		棟	崖くずれ		箇所	
			世帯	鉄道不通		箇所	
			人	被害船舶		隻	
	一部損壊		棟	水道		戸	
			世帯	電話		回線	
			人	電気		戸	
	床上浸水		棟	ガス		戸	
			世帯	ブロック塀等		箇所	
			人				
床下浸水		棟	り災世帯数		世帯		
		世帯	り災者数		人		
		人					
非住家	公共建物		棟	火災発生	建物	件	
	その他		棟		危険物	件	
					その他	件	

区分		被害		災害対策本部 設置状況	都道府県			
公立文教施設		千円				市町村		
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農業被害		千円	災害救助法適用 市町村名				
	林業被害		千円					
	畜産被害		千円					
	水産被害		千円					
	商工被害		千円					
	その他		千円			計	団体	
被害総額		千円		消防職員出動延人数	人			
				消防団員出動延人数	人			
備考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他(避難の勧告・指示の状況)							

※被害額は省略することができるものとする。

資料7-2 地すべり、急傾斜地災害報告様式

災 害 報 告				
市町村名	()		第 報	(月 日 時現在)
場 所	郡 市	町 大字 村	ふりがな 区域名	
発 生 日 時	月 日 時	異常気象名		
原 因	連続雨量	mm	月 日 時～	月 日 時(観測所)
	日雨量	mm		
	最大時間雨量	mm		
	その他の概況			
傾斜の種類	自然斜面 H= m	人口斜面 H= m	概況平面図	横断面図
拡大の見込	有 無			
保全対象 人家戸数	戸			
崩壊の状況	高さ	m 巾	m	
	面積	m ² 勾配	度	
	崩壊又は流出土砂量			
	その他			
被害の状況	死者・負傷者等	死 者	名 行方不明者	名 負傷者
	住宅被害	全 壊	戸 半 壊	戸 一部破損
	公共的建物被害			
	その他の建物被害			
その他の概況				
応 急 対 策				
適用法律の 施行状況	法 令 等	有無	法 令 等	有無
	急傾斜地法適用区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	地帯番号 箇所番号
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域	
	地すべり防止区域(建・林・農)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域	
	保安林		宅造基準条例の適用区域	
災害対策基本法防災計画区域		その他		
備 考				
受 信 者	月 日 時	送信者氏名	受信者氏名	

資料 7-3 土石流災害報告様式

溪流名

河川名	(水系級数:1級、2級、その他)				第1報	第2報	第3報	備考		
	川水系 川 川				(月 日 時)	(月 日 時)	(月 日 時)			
場所	市 町		人的被害	死者	人	人	人			
	区			行方不明	人	人	人			
	群 村			大字	負傷者	人	人		人	
発生日時	令和 年 月 日 時		被害状況	住	戸	戸	戸			
異常気象名				全壊・流出	戸	戸	戸			
気象状況	観測所名			半壊	戸	戸	戸			
	連続雨量	mm(月 日 時 ~ 月 日 時)		床上浸水	戸	戸	戸			
	最大日雨量	mm(月 日 時 ~ 月 日 時)		床下浸水	戸	戸	戸			
	最大時間雨量	mm(月 日 時 ~ 月 日 時)		一部破損	戸	戸	戸			
その他の概要 (雨量状況調査又は積雪・融雪状況調査に記載する)				非住家	戸	戸	戸			
土石流失状況	土砂の流出形態	(土石流・土砂流)		農地被害					公共土木施設被害は、流出、破損、埋没等の注釈を加えること。	
	渓流流域面積	km ²		調査年 年	道路					
	氾濫面積	m ²		危険度	A	B	C			その他
	流出土砂量	m ³	危険渓流の地域防災計画(市町村)への記載							
	地積粒径(最大)	m	(有・無) (令和 年 月 記載)							
	渓床縦断勾配	1/	危険渓流の表示板設置							
保対全策	面積	農地	(有・無) (令和 年 月 記載)							
	人家戸数	戸	避難基準雨量の設定							
	人口	人	(有・無) 連続雨量(mm)							
応急対策	避難勧告・指示 (有・無)		時間雨量(mm/hr)							
	発令日時 (月 日 時 分)		避難場所、経路の記載							
	発令者 ()		(有・無)							
適に(用○該当法つするもの)等	住民の自主的避難 (有・無)		6. 建築基準法による災害危険区域 7. 住宅造成工事規制区域 8. 都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域 9. 国有林・民有林 10. その他()							
	(月 日 時 避難)									
	避難人員 (世帯、 人)									
応急工事										
適に(用○該当法つするもの)等	1. 砂防指定地 (M 年指定)									
	2. 地すべり防止区域 (建・林・農)									
3. 急傾斜地崩壊危険区域										
4. 保安林										
5. 河川区域 (一級・二級・準用・普通)										
				概況平面図	・土砂の氾濫、堆積、浸水状況等を明示する。 ・避難経路については実際の避難路と地域防災計画に記載されている経路を合わせて記入する。 ・既砂防設備、指定地等を明示する。					
				緊急砂防又は災害関連	有 無	ダム高(m)	事業費(千円)			
				緊急砂防要望の有無	(緊急・災害緊急)					
				公共土木施設被害	千円					
				一般被害額	千円					
				担当者氏名	発信	受信				

資料7-4 土砂災害及び警戒避難体制記録

1. 内容の表示

11	記載内容が生じた日	11A	令和	年	月	日	より	日	まで
12	場所	12A	群	町村	字	市町村	コードNo.		
		13A	水系	交流名	河川	コードNo.			
13	溪流の状況(勾配)	土石流の発生域	流過域	停止域					

2. 避難情報の伝達

項目	カテゴリ	A	B	C	D	E
21	避難を決意した情報の種類	一般天気予報	大雨注意報 大雨警報	水防警報	予見情報 (様式3)	避難勧告 避難命令
	情報の種類	伝達方法	発令者 発令時刻	通報担当者 通報の最終時刻	中間経由者	地区の最終受信者 受信時刻
22	大雨注意報 大雨警報 T1	ラジオ・テレビ 有線放送・警報車	日時分	日時分		日時分
23	土砂災害に関する予見情報 T2	有線放送・電話 戸別訪問・警報車	日時分	日時分		日時分
24	警戒体制あるいは待機勧告 T3	有線放送・電話 戸別訪問・警報車	日時分	日時分		日時分
25	避難勧告 T4	有線放送・電話 戸別訪問・警報車 ヘリコプター	日時分	日時分		日時分
26	避難指令あるいは命令 T5	有線放送・電話 戸別訪問・警報車 サイレン・ヘリ	日時分	日時分		日時分
27	住民の自主的な避難 T6	優先放送・電話 戸別訪問	日時分	日時分		日時分

3. 予見と生起実態

項目	カテゴリ	A	B	C	D	E
31	予見した現象	土石流	山崩れ(崩壊)	堆積物の移動	予見できず	
32	避難を決意した諸兆候	降雨量	亀裂、音響	山崩れの肉眼認知	土砂流の肉眼認知	天然ダムの出現
33	避難を決意した諸兆候	気象通報	被災歴	警報装置	河川水位の異常	近隣の被災状況
34	予見書	県	市町村	消防団	水防団	住民
35	予見時刻	35A	日	時	分	

4. 降雨、体制、被災の時系列図

時間	累加雨量
----	------

B
42 B 基準雨量のTAの説明

5. 避難状況

項目		カテゴリ	A	B	C	D	E	F
避難	51	避難時刻(開始～終了)	月 日 時 分～ 時 分					
	52	避難の指導者	市町村の要因	消防署員	消防団員	水防団員	宿の主人	区長・住民
	53	避難方法(人数)	集団で徒歩 人	個別に徒歩 人	乗用車 人	救急車 人	ヘリコプター 人	その他 人
	54	老・幼・病の移送(人数)(誘導)	担架 人	背負う 人	乗用車 人	救急車 人	ヘリコプター 人	その他 人
			民家	高台	その他()	時刻 月 日 時 分		
	55	一時避難場所(集合場所)						
	56	最終避難場所	56A					
57	記事	57A (避難経路の計画と実態等、その他)						
避難	58	計画避難の指導者	区長	自治会長	消防団員	水防団員	一般住民 ()人	その他 ()人
	59	避難用具の整備状況	59A 種類 () 59B 保管場所 ()					
計画	510	避難場所の認定	認定の有無	510B 認定済	510C 開設機関	月 日～ 月 日		
	511	避難施設の規格	寝具の有無	電話の有無	救助用具	511D 収容能力	人	

6. 最後のまとめ

項目	カテゴリ	A	B	C	D	E
61	避難の成功率(人数)	避難者数 人	居残数 人	居残者被災数 人	避難者被災数 人	救助活動者被災数 人
62	避難技術の習熟度(経験)	初めての体験	過去に体験あり	訓練回		
63	避難指導の習熟度	初めての体験	熟練者	連絡調整不備		
64	救助活動の主体	災害救助法適用の有無	自衛隊出動の有無	64C ()	県災害対策本部の設置	

資料7-5 災害救助法の適用基準について

災害救助法は、災害が発生するおそれ、又は被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあっては大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

5 災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

6 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき

災害救助法適用基準（市町村別）

国勢調査実施年度（平成27年度）

適用市区町村チェック欄				市区町村名	人口(人)	世帯数(戸)	1号適用 基準世帯数(戸)	2号適用 基準世帯数(戸)
1号適用	2号適用	3号適用	4号適用					
				泉佐野市	100,966	41,566	100	50

- ① 2号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が2500世帯以上であることが要件である。
- ② 3号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が12000世帯以上であり、当該市町村区域内の被害世帯が多数発生していることが要件である。
また、災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯が滅失していることが要件である。
- ③ 4号適用がなされる場合は、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当することが要件である。

資料7-6 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費、又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 限度額1戸当たり5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間最高2年以内民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家が被害を受け、自宅において炊事できない者	1人1日 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のため総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることのできない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上する。					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,800
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		

救助の種類	対象	費用の限度額	期開	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実 2 費 病院又は診療所 3 社会保険診療報酬の額以 内 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14 日以内	患者等の移送費は、別途 計上する。
助産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした者 であって災害のため助産の 途を失った者(出産のみなら ず、死産及び流産を含み現 に助産を要する状態にある 者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は慣行 料金の100分の80以内の 額	分べんした日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別途 計上する。
災害にかかった者の 救出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から3日 以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上する。
災害にかかった住 宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自ら の資力により応急修理を することができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困難 である程度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常に必要最小限度の部分 1世帯当り 595,000円以内 (半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷により被害を受けた 世帯:300,000円)	災害発生の日から3ヵ 月以内	
生業に必要な資金 の貸与	1 住家が全壊(焼)又は流失 し、生業の手段を失った 世帯主で、 2 具体的な事業計画があ り、生業の見込みが確実 であること 償還能力を有すること	【生業費】 30,000円以内/1件 【就職支度金】 15,000円以内/1件 貸付期間:2年以内 利子:無利子	災害発生の日から1ヵ 月以内	生業を営むために必要な 機械、器具又は資材を購入 する費用に充てるための資 金とする。
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、 半壊、半焼又は床上浸水に より学用品を喪失又は損傷 し、修学上支障のある小学 校児童、中学校生徒及び高 等学校等 生徒、中等教育学校の後期 課程、特別支援学校の高等 部、高等専門学校、専修学 校及び各種学校の生徒	1 教科書費 ア 小学校児童及び中学 校生徒 教科書の発行に関する 臨時措置法(昭和23年法 律第132号)第2条第1項に 規定する教科書及び教科 書以外の教材で、教育委 員会に届け出、又はその 承認を受けて使用するもの を給与するための実費 イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する 教材を給与するための実 費 2 文房具及び通学用品は次 の金額以内 小学校児童 1人 4,500円以内 中学校生徒 1人 4,800円以内 高等学校生徒 1人 5,200円以内	災害発生の日から(教 科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額。 2 入進学時の場合は、個々 の実情に応じ支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期開	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	大人 (12歳以上) 215,200円以内 小人 (12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人夫賃は、別途計上する。 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,500円以内 <一時保存> 既存建物利用の場合 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,400円以内 <検案> 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上する。 3 死体の一時保存にドライアイス購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

実費弁償

救助業務従事者の区分	日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,500	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,600	
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,500	
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,600	
	救急救命士	14,100	
	土木技術者及び建築技術者	15,200	
	大工	21,700	
	左官	23,000	
	とび職	24,800	
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額の範囲内		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 7-7 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

1. 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準
(昭和 37 年 12 月 7 日、中央防災会議決定指定基準)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法 2 章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 5
激甚法 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100 分の 4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
激甚法 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額 5,000 万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得額推定 × 100 分の 1.5 であることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害

<p>激甚法 8 条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の 3</p>
--	---

<p>激甚災害指定基準</p>	<p>適用すべき措置</p>
<p>激甚法 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 5 (B基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 60 2 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1</p>
<p>激甚法 12 条、13 条、15 条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 (第 2 次産業および第 3 次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率の推計。以下同じ。) × 100 分の 0.2 (B基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100 分の 2 ただし、火災の場合または激甚法 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 16 条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17 条、18 条 (私立学校施設災害復旧事業の補助等)、19 条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>

<p>激甚法 22 条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する被害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で 4,000 戸 (B基準) (1) 滅失住宅戸数>被災地全域で 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で 200 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 10%以上 (2) 滅失住宅戸数>被災地全域で 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で 400 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 24 条（公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法 5 条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のおと被害の実情に応じ個別に考慮</p>

2. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定 する場合の指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日、中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 激甚法 3 条 1 項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法 4 条 5 項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法 2 章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法 24 条 1 項、3 項および 4 項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10%を超える市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法 5 条、6 条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法 24 条 2 項から第 4 項までの措置</p>
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該(3)年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍を超え(当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が おおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が 1 以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法 11 条の 2 の措置</p>

<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条および15条の措置</p>
--	---

資料7-8 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合

	<p>で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 (令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」)</p>
半 壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)</p>
一 部 損 壊 (準 半 壊)	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)</p>
住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)</p>
非 住 家	<p>住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)</p>

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料7-9 罹災証明書

様式第1号（第5条関係）

年 月 日（整理番号： ）

罹災証明願

泉佐野市長様

（申請者）※罹災証明書が必要な方の氏名をご記入ください

住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____ ㊟

生年月日 _____

電話番号 _____

提出者氏名 申請者と同じ

続柄：

日中の連絡先：

次のとおり、罹災したことを証明願います。なお、申請内容に虚偽等があった場合、証明を取り消されても異議はありません。

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯人数	人
罹災原因	年 月 日の による
被災住家の所在地	泉佐野市 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他 所有者氏名【フリガナ _____】
住家の被害の程度 <input type="checkbox"/> 写真判定了承済	【構 造】 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木造以外 【損壊部分等】 <input type="checkbox"/> 屋根・屋根瓦 <input type="checkbox"/> 雨樋 <input type="checkbox"/> ドア・シャッター <input type="checkbox"/> 窓・窓ガラス <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 雨漏り <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (詳細な内容)
判 定 ※市役所記入欄	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。

住家以外の被害	<input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 納屋 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (罹災内容)
罹災証明書の提出先	<input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 希望枚数（ _____ 枚）